省令

○総務省令第五十号

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、及び住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の七十一の二の項の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月二十日

総務大臣　片山　善博

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中第百二十八項を第百二十九項とし、第七十五項から第百二十七項までを一項ずつ繰り下げ、第七十四項の次に次の一項を加える。

75　法別表第一の七十一の二の項の総務省令で定める事務は、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第一項の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日から平成二十三年九月三十日までの間におけるこの省令による改正後の住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令第一条第七十五項の規定の適用については、同項中「第四条第一項の認定」とあるのは、「附則第三条第一項の相当認定」とする。

告示

○経済産業省告示第百十六号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、昭和五十三年八月通商産業省告示第三百六十号（補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十三年五月二十日

経済産業大臣　海江田万里

別表第一号の補助金等の名称欄を次のように改める。

「

アスベスト代替化対策事業費補助金
アセアン産業構造高度化事業費補助金
エネルギー使用合理化事業者支援補助金（民間団体等分に限る。）
エネルギー使用合理化設備導入促進指導事業費等補助金（エネルギー使用合理化設備導入促進指導事業費補助に係るものに限る。）
沖縄特別振興対策事業費補助金
沖縄北部特別振興対策事業費補助金
温排水影響調査交付金
海外技術研修協力等事業費補助金
海外技術者受入等研修事業費補助金
海外鉱物資源基礎調査費補助金
海外コンサルティング振興事業費補助金
海外産業協力事業費補助金
海外情報提供等事業費補助金
海外地質構造調査費等補助金
海外中小企業技術協力費補助金
海外投資及開発輸入促進費補助金
外国人研修・技能実習制度適正化指導事業費補助金
化学物質安全対策費補助金
革新的低炭素技術集約産業国内立地推進事業費補助金
核燃料サイクル交付金
ガスコージェネレーション推進事業費補助金
株式会社日本政策金融公庫補助金
環境対応車普及促進対策費補助金
環境調和型エネルギー供給施設整備費補助金
環境調和型地域振興施設整備費補助金
環境負荷低減型住宅普及促進事業費補助金
希少金属備蓄対策費補助金
揮発油品質確保対策費補助金
休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金
金属鉱業事業団運営費補助金
金属鉱業事業団運営費補助金（鉱害防止業務関係）
クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金
グリーン物流パートナーシップモデル事業費補助金
経済危機対応支援産業人材育成協力促進事業補助金
経済産業人材育成支援事業費補助金
経済自立型プラント建設協力等事業費補助金
健康情報基盤整備事業費補助金
原子力広報研修施設整備費補助金
原子力災害対策施設整備費交付金
原子力施設等防災対策等交付金（原子力発電施設等緊急時安全対策交付に係るものに限る。）
原子力人材育成プログラム補助金
原子力発電施設等立地地域特別交付金
原子力発電施設立地地域共生交付金
高圧ガス保安協会事業費補助金
広域・総合観光集客サービス支援事業費補助金
鉱害復旧事業資金補助金
高機能石油掘削装置用電子部品開発費補助金
工業団地環境整備促進費補助金
高効率エネルギー利用型建築物改修モデル事業及び環境調和型地域開発促進情報提供基盤整備事業費補助金（高効率エネルギー利用型建築物改修モデル事業に係るものに限る。）